

聖籠町告示第52号

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月6日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領（平成20年聖籠町告示第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「要領」を「告示」に改める。

第2条の見出し及び同条中「協議」を「審議」に改める。

第4条第5項を次のように改める。

- 5 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2条の審議等に当たっては、原則として対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。ただし、慎重な審議等が必要な場合は、次項に定める方法によるものとする。

第4条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「前項第1号」を「第5項」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

- 6 前項のただし書の場合においては、推進会議は、次の方法により審査することとする。

- (1) 推進会議は、原則として融資機関への文書持回り方式により処理を行う。ただし、地域農業振興の観点から利子助成等を行う新潟県及び聖籠町（以下「助成地方公共団体」という。）が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(4)の都道府県による確認書又は第3の1の(4)の都道府

県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限り、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うものとする。

(2) 推進会議は、助成地方公共団体その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。

(3) 審査の決定は、原則として借入申込案件に直接関係を有する構成機関の全員の意見の一致によることとする。

7 第5項ただし書に規定する「慎重な審議が必要な場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 必要とする借入額が1億5,000万円（法人にあつては、5億円）を超える場合。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を町から受けた農業者を含む。）が借入れる場合

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）を対象とする資金の貸付であつて、次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合

イ 経営改善基本要綱第3の1の(2)の指導農業士等による意見書及

び第3の1の(4)の新潟県による確認書又は第3の1の(4)の新潟県による意見書(以下単に「意見書」という。)が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるものである場合

第5条第1項中「要領」を「告示」に改め、同条第2項中「要領」を「告示」に改め、「行うものとする」の次に「(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)」を加える。

附則中「要領」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。